

#### 四 字音新仮字遣に就いて

(明治三十四年一月)

三 矢 重 松

『国学院雑誌』(明治三十四年一月号)に発表されたもので、文部省が、明治三十三年八月、省令第十四号小学校令施行規則の中で、小学校教育で用いる仮名遣いのうち、字音仮名遣いを表音的なものに改めることにしたことについて批判したもの。三矢重松(一八七一一一九二三)は国語学者で、国学院大学教授。

此の儘泣寝入か——字音の性質——出来ない相談——曖昧な文部の態度——屑拾と見せかける賊——日本の綴字問題——根底が立たぬ——断然反対——沢柳局長に御尋——輿論はどうか

数へて見ると、はや五ヶ月になつた。あの字音新仮字遣が小学校令で規定された当時は、とやかくの批評もあつたが、いづれも大した勢力にはなり兼ねた様である。して其の実施期限はいよ／＼眼の前に迫って来て居るに、世間は果して此の儘泣寝入となる積だらうか。自分の考では、此の問題は決して小さいことではない。関係する所が広いから十分に攻究し

て、読売新聞の社説の様に延期でもするか、又は断行するか、廃止するか、今のうちに処分をつけなければならぬ事と思ふので、新年の魁となつて一言を述べようと思ふ。どうぞ確かな輿論を出したいものである。如何に文部省でも實際不都合がある者ならば、非を通す様なことはあるまい。

で、当局者はあれを實行することに就いてどんな考を持って居るだらうか。世間の反対には多少反省して居るだらうか。自分の見る所ではさうではない様である。定めし思ったよりも小言が少い、世間は何でも命令次第と思つて居るかも知れない。が、一言当局者に言つて置きたいのは、「あの仮字遣は土台批評にならないものである、批評の少いのは申分がないからではない。却つて沙汰の限だから。」といふ事である。

それはなぜか。

それにはまづ字音といふものゝ性質を説かねばならん。一体字音は支那の語は外国語であつて、今我々が西洋語のランプとかマッチとかいふのと違が無かつたには相違ないけれども、しかし現在の発音の様に読んだ者では無くて、従来の仮名遣の通の発音であつたものが、一千年もたつ中に、すべての発音が變つて来て、仮字と一致しない様になつたものである。字音仮字の極つた當時に、其の音の種類によつて発音以外にむづかしい規則を立てた者ではない。さうして見れば字音仮名は他の国語の仮字の様に昔の発音を表したものでは

あるが、一千年間に日本語に化してしまつた上は決して外国語と扱ふべき者ではない。仮字遣即綴字法が発音と違ふのは日本語全体のことと、其の相違変化は字音だとして特別のことがあるではなし、一般の国語と同様に變化して来て、全と部分との關係である。所が、今其全の綴字法をば其の儘に差し置いて、部分の綴字法をのみ變へようと云ふのは、何の訳だらうか。言語の種は變つて居つても綴字法は同じものである。申さば、隣から貰つた花と自分の内の花とを取り交ぜて瓶にさして置いたが、両方とも、長い間には昔の色とは大造に違つた者となつた。その時に、隣から貰つた花だけ取り換へて新しくしようとする者があつたらば、人は氣の利いた事と評するだらうか。も一ッ申さば、梅の花と桜の花とでもあつたならば、持が違ふからといふこともあらうか。同じ様な花で、それが隣のとも分らん時には何とするだらう。音と訓との區別などは中学生でさへ別らんことが多いのに、どうして小学校の生徒に分るだらう。是は全く出来ない相談といはねばならぬ。今ひとついふならば、人が一丈だけ場所を換へる必用があるならば左右の足で移つて行かねばならぬのに、一人の左足だけ一丈進ませようとする人があつたならば、如何だらう。身体を半分に裂かなければ、右の足も一所に進まねばなるまい。是又出来ない談としかいへれない。かやうに単行することの出来ない性質の者を、分けてやると

いふのであるから、実に奇怪千万。其の良否など論すべき柄ではない。是は誠に分り易い道理であるのに、もとの井上毅先生の考なども矢張今の文部省のやり方に似てをった。それは純粹の日本語は仮字遣も昔の法に随つて正すが、字音の方はどうでもよからうといふことであつた。如何にも、只今は字音を仮字で写すことは滅多に無いから、それを小学校の生徒に教へ込む時間が第一不經濟である。ケウでもキヤウでもキヨウでもケフでも通じさへすれば差支は無様な者の、今新一の規則を立てようといふ時にはよく大体の上に目を着けて貰はねば困る。従来とても小学校にて字音仮名を區別させて生徒をいぢめたといふ話はあまり聞かぬこと、チャウ、テウ、テフ、など皆チヨウと発音されることは他の国語の例でも生徒が熟く知つてをる事で、それを理解する丈はさして脳力を痛める程では無かつたらうと思はれる。所が、又、音訓の區別が出来ない時は訓をも新規則によつて書いても差支ないのだといふ説がある。成る程高等師範学校では既にすべての仮字遣を此の規則に従つてやるといふので、その調査もひと通は出来たといふ話であるが、この差支ないといふことは如何程の意味であらうか。それを勧めるのか。又は已むを得ず黙認するといふのか。城を乗取る時に三の丸に兵を潜めておいて是は本丸には關係が無いのだといふのは甚怪しいものではあるまいか。實際純粹の国語もあの字音

仮名の綴方どほりに綴るがよいといふ見とめがついて居るならば、何故こんな片輪な事をしたかなぜ全体の綴方改定しなかったか。或る一部の人は此の新法を文部の勇断だと褒めたり、又は蛮勇だと誹ったりするが自分は勇断とも蛮勇とも思はず、只姑息なやり方、曖昧な態度、気の毒な仕振と悲むのである。此の説の通に果して一般国語の綴方を字音と同様にしようといふ定見があつたことならば、始めてその良否を議することも出来る。けれどもそれにしてもまだ先決問題が沢山残って居る。まづ当時行はれて居る文章は現在の言語では無くて大抵古文法を骨子としてをる。その文章を新発音の綴字法で書いて、果して調和が得られようか。「まいないお受くるわあし」など書いたならば滑稽ではあるまいか。又標準語もろくに分らん中に、今の発音に従ふと称ってカ、クワ、ジ、ヂ、ズ、ツなどを混合してしまふのはちと早計ではあるまいか。或はどうせ早晚死ぬ奴は葉も飲ませず、むしろ縊つてでも早く往生させる方が功德かも知れないが。次には将来の国字はどうである。今の所は漢字減少と仮字とであり相だが、或は行く／＼は羅馬字にでもする積か。そんな事の為ならば、今から思ひきつて発音のままの仮字遣にするのも善からうかだが、従来の儘に、漢字と仮字とを用ゐる積にするならば、此の綴字法もそれによって改革の方針が極らねばならぬ。もし又一步を進めて仮字専用としたならば如何であら

う。今の日本語は同じ発音の者が極めて多い。それを或る符調でその儘書き表して、満足に、便利に分らせることが出来るようか。仏蘭西語などは一番綴字と発音と違ふ者だが、その様に違はせて書くからこそ読む人も造作なく意味を取れるので、それを発音の儘に書いた日には大混雑を起すことは今から分り切つて居る。英語位の音字の違でさへも発音通にすることが出来かねて居る。独逸のみは綴字と発音と一致して居る方だがそれは近い頃に国語の統一独立といふ大事業をやつた為に、是非発音の儘に綴らなければならんといふ特殊の事情があつての事で、普通の国語には建国以来の国語を継続維持してをる国などでは到底真似することの出来ない談であるといつても綴字改革は絶対的に出来ぬとはいはぬ。十分攻究した上は改める所は改めても差支あるまいが、徹頭徹尾発音通といふことは、却つて混雑不明瞭を来す基とならう。動詞の語尾変化などは波行四段活は皆ワイウエ活となり阿行上一段下一段活の語のみが沢山に殖える文法上の奇観はどうにか説明の方法を考へるとしても、その混雑不明瞭はとても忍ばれまい。或は「自然淘汰といふものが有るから、その混雑は次第に無くならう。同音の語は段々變じて来て差支ない様になるであらう。」とも言はれようが、言語といふものは、そんなに無造作に製作されるものではない。余計な事して葛藤を惹き起すのは所謂藪蛇の喩に漏れない。結局将来の国字は何

になるにしても、みんな仮名書にして分る丈の綴字法でなければ実行することが出来ぬといふ事は動かない説で、綴字法を先に極めてから国字も国文も極めるといふ道理は自分にはとても受取れぬのである。さうして見ると、気の毒ながら此の新仮字遣は誠に辻褃の合はない者、外形からも内容からも、全く排斥せねばならぬ者と断定しなければならぬ。

世間の話では、十一月中か全国の有志中学校長会の席で、沢柳普通学務局長があつた字音仮字遣は中学校ではどうするのかと聞かれた時に、局長はそれは小学校丈のこと、中学校などは漢字をそのまま用ゐるから別段仮名遣は入らぬと答へた相だが、自分には如何にも解し兼ねる答である。字音は教師の口から生徒の耳に伝授されるにしても書くことも又あり相なもの。殊に仮字書にすることゝも絶対的に無いではない、古文などには随分ある例である。それ等の事を少しも考へて居ないでいきなりの答は果して局長の真意であらうか。文部省ではそんな事についての考をばその外には極めて居ないのであらうか。そんな事ではいよく以って訳が分らぬといふもの。さて頼少いことである。自分は今一度局長にこの事を御尋して置く。序ながら少国民に教へることは政府も国民も実行することではなければならぬ。新仮字書は果して政府が行ふだらうか。国民が行ふだらうか。政府の官報が、今に、短冊を書く気取で濁点を附けないといふのはそれは誰の責任であ

らうか。

全国の小学校教員は果して新仮字遣を教授する決心か。全国の国語を愛する国民は果して新仮字遣を賛成するつもりか。全国の教育会などは第一に早く態度を極めて貰ひたい。続いて学者先生の意見を沢山聞きたいものである。

## 五 国語調査に就て(明治三十五年七月)

加藤 弘之

『教育時論』(明治三十五年七月号)に発表されたもので、国語調査委員会が明治三十五年七月に決議、発表した同会の調査方針(「国語調査委員会決議事項」本資料集所収)について、委員長として説明したもの。加藤弘之(一八三六—一九一六)は哲学者、啓蒙思想家で、東京大学総理、東京帝国大学総長、枢密顧問官、帝国学士院長。国語調査委員会委員長。

国語調査委員会は成立以来九回会合した、世間では、委員は何を愚図愚図して居るかと思ふかもしれぬが、固より問題が問題であるから、軽佻に議論することも出来ず、多数決で決行するといふ訳にゆくものでないから、出来るだけ慎重にし、出来るだけ急ぎ、種々調査を重ね評議をして、九回の集会后、将来準拠すべき調査の大方針を定めたので、其の他には及んで居らぬが、国語問題に就いては、目下の急務に属する事項が沢山あるから、此の方は根本問題の如何に決着するに拘らず、兎角の断案を下さねばならぬので、この応急部分に対しても亦相談をして、調査事項の種類と範囲とを定めた、即ち其の大方針といふのは、

- 一、文字は音韻文字「フォノグラム」を採用することとし、仮名羅馬字の得失を調査すること、
  - 二、文章は言文一致体を採用することとし、之に関する調査を為すこと、
  - 三、国語の音韻組織を調査すること、
  - 四、方言を調査して標準語を選定すること、
- といふ四件になるので、一寸見れば簡単なる事柄の様であるが、これだけの事を定めるのも、容易なことではない、何故にかく定められたかといふ理由を説明すれば、随分詳細に立入った議論をせねばならぬのである、さて以上四件の中で確定して居る事項は、音韻文字を採用すること、文章は言文一致体を採用することの二件で、この決定は将来動かさぬのである、即ちこの方針によれば音韻文字を採用するのであるから、無論象形文字たる漢字は使用せぬことに定めたのである、然し均しく音韻文字と謂つても色々あるが、如何なる音韻文字を採用するかは、未だ決定しない、たゞ、仮名と羅馬字との長短を比較し、其の得失を調査するといふ方針だけを定めた、文章は言文一致体を採用するから従来の如き日常の言語と懸け放れて居る文体は排斥するのである、調査委員会は将来以上の大方針に準拠して慎重な調査を遂げる筈であるが、これが決着するのは、なか／＼容易なことではあるまい。

次に普通教育に於ける応急の手段として、調査を急ぐ事項は、左の件々である。

一、漢字の節減に就て

二、現今普通文体の整理に就て

三、書簡其の他日常慣用する文体に就て

四、国語仮名遣に就て

五、字音仮名遣に就て

六、外国語の写し方に就て

就中最も急を要するもので、議論の多いは、仮名遣の問題である、先年文部省で定めたのは、字音仮名遣のみで、国語仮名遣には及んで居らぬのであるが、これは一方の改正だけではいけぬ、必ず一般の仮名遣を改正せねばならぬ、先に其の一方のみを定めて、全般に及ばなかつた為に、却つて混雑を致し、色々区々な仮名遣が出来て、結局児童の苦痛を除く目的で作つた者が、却つて苦痛を増す様な結果になる有様であるから、この問題は、至急に調査を遂げて一定の規則を作らねばならぬ、そこでこれに就いては、会でも、色々議論が出たが、かの文部省で出した字音仮名遣に対しては、異論も少くないので、大体委員間には、文部省の字音仮名遣の規定を、国語仮名遣にも適用しようといふ論と、此の字音仮名遣の規定は、宜しくないといふ論と二つの意見があるその反対論者の説は、一を否定するにあるので、この一は片仮名の間に

交ぜて書くときにはよいが、平仮名の時には、しと混じて間違ひ易い、又之を以て一個の符と見るはよいが、字としては不適當であるといふ、之に対して賛成論者の方は、一を延音を表はすに用ひることは、今度創めたことではない、古來この用方はあるのである、それからこれが字として不適當であるとしてもどうも他に適當のものが無いから仕方がないといふので、なか／＼決まりがつかぬ。それから同じくオーと発音する語でも従來の仮名遣によれば、おう、あう、あふ、な、ど、い、ろ、く、あ、つ、て、これは不便極まるものであるが、之を皆一定して、おうなり、おなりにすることは便利であらうと思ふが、これにすら反対論がある、それで本に返ることになる、兎に角一一つで大変に喧ましい議論が出る位だから全体を決めるまでは嘸紛々たることであらう。

要するに、調査すべき問題は、非常な大問題で、其の影響の及ぶ所、目前一時の事に止まるものでないから、委員会では、成るべく其の問題をも、成績をも世間に公表し、広く世間の意見を蒐集し、後で悔いなき様に慎重に調査を遂げる積である、それゆゑ世間に向かつては、既に調査の問題も提出してあるが、成るべく沢山に意見が集まることを希望して居るのである。(談)

## 六 所謂最近の国語問題に就きて

国語会、学制研究会の諸君をはじめ広く  
世の識者の教を請ふ（明治三十八年六月）

伊 沢 修 二

『国学院雑誌』（明治三十八年六月号）に発表されたもので、

明治三十八年二月に文部省の諮問した「国語仮名遣改定案」等  
について、「国家的方面」「政事上の方面」「學術的方面」「教育上  
の方面」の四つの面から批判を加えたもの。伊沢修二（一八五  
一〜一九一七）は教育家で、東京音楽学校長、東京高等師範  
学校長。臨時仮名遣調査委員会委員。

世には今日の国語問題を以て単純なる學術問題と認め、純正  
言語学の論題の如く考へて居る人もあるやうであるが、果し  
て左様に容易なものであらうか、抑々これが私の疑の生ずる  
起点である。愚考では此の問題は実に範圍の広いもので、一  
面からは学制上の問題であるがその他の方面からも觀察しな  
ければ、この会に於いても、又他の会に於いても、各々研究  
する要領が解らなくなる虞があるから、先づ私の思ふだけの  
ことを陳べて広く諸公の判断を乞ひ、その以上で、どの方面  
に向つて研究するかと云ふことを、窺められたいと思ひま

す。

さてこの問題は余程錯綜した問題であるから、諸方面よりし  
て種々の關係を見て行かなければならぬ。その第一は国家的  
方面から觀察しなければならぬ。第二は政事上の方面から觀  
察しなければならぬ。第三は學術的方面から觀察しなければ  
ならぬ。第四は教育上の方面から觀察しなければならぬ。先  
づ大体を分つて見れば少くも右の四方面から研究しなければ  
ならぬと思ふ。

第一に国家的方面よりの考察をなすに先だつて、純正なる言  
語学に謂ふ所の言葉と今日の問題たる国語との間に差別の存  
せることを弁へねばならぬ。単に學術上より言葉の定義を  
求むれば、人の口より発したる声、他人の耳に達して、何  
等かの意義を通ずるものは、みな言葉である、といふのであ  
る。然るに今日開化せる国民の間に行はるゝ国語といふもの  
は、単に口に発して耳に聞くのみならず、更に手もて書き、  
目もて見るといふ一要素を加へ、或る種類の文字によりて、  
これを書き記したるもので、其の国民の生存上に必要なる  
は、言ふまでもなく、代々の祖先より子々孫々に伝へ来て、  
遂にその国の文学の基ともなり、歴史の本原ともなりたるも  
のである。私共が今日の国語問題に就きて執る所の定義は、  
決して甲の単純なる言葉ではなく、この発達せる国語ので  
あるといふことは、確かに承知して置いてもらひたい。

右の次第であるから、国語は国家の成立と共に存在するもので、国家の経営、世代の盛衰汚隆と形影を相為し、従て一國の歴史文学とは、彼是密接なる関係を有するものである。抑々我が国語發達の歴史及其の性質は、此処で私が喋々するまでもなく、諸公の熟知せらるゝ所であるが、話の順序として、ザット一ト通り陳述することを許されたい。

我が国には太古に於いて既に日文ひふみと稱するものの存在せしことは疑ひのないことであるが、其の実形の如何なるものであつたかは、今に學者間の疑問である。兎も角も明かに文字と認められたるものが、国語の一要素となりたるは、応神天皇の御代に、三韓を経て漢字の入り来りたる以来の事で、万葉仮名も、片仮名も平仮名もみな是より發達し来り、爾来今日に至る迄殆ど二千年間公事も、私事も、歴史も、文学もすべて此等二種の文字によりて書き記されて居るのである。其の間幾多の変遷推移のありたるは、申すまでもないけれど、その変遷も推移も、みな自然の理法に随つていつとなく、徐々と發展し来りたる者で、恰も我が金甌無欠の国体に、革命的歴史のあらざる如く、我が言靈のさきはふ国語にも、曾て破壊的の歴史を見出さぬのは誠に喜ぶべき現象ではござらぬ歎。しかも我が国語の性質は、此間に發達し、明治維新の聖代となり、漢字と仮名との長所を採りて、今日の普通文体を作し、上は詔勅、典範、憲章、法律等を始め、各種の學術、文

学より、下は婦女童幼の文通、日記まで、何に不足なく、書き記されて居るのは、誠に結構と申す外はありますまい。然るに今日の国語問題は、何故に起りたるかと、問ふに、文部の当局者の言ふ所に拠れば、我が国語は非常にむづかしい、其の學習に非常に骨が折れるから、モットズンドやさしくしたいといふに歸するやうである。果して然らば歐洲にて、重立たる二三ヶ國の国語を例に取りて、其の難易を比較して見るとは、決して徒勞には屬しますまい。

さて英、独、露等の国語は如何といふに、各々特有の歴史を有するが故に、其の難易の点も、勿論各々異なつて居る、例へば或る国語は、或る点に於いてはむづかしいが、或る点にはやさしいといふことがあらう。英語にしたならば、その文法はやさしいが、綴字が非常に六づかしい、と云ふことは、大概な學者の知つて居ることである。また独逸語は綴字はやさしいが、——綴字の数が多くて非常に長い、——文法は非常にむづかしい。その文法のむづかしさ加減と云ふものは他国語とは違つて、非常にむづかしい。今日我が国にて独逸語學者といはるゝ人といへども、その文法上からも修辭上からも見て、如何にも正しい独逸語であるといはるゝほど、独逸語の出来るものは、指折り数へる程なことであらうと思はれる。その文法のむづかしいことは誰も公平に認める処であらう。露国語の發音上からも文法上からもむづかしいこと、世界第



一といふべきものなることは、何人も承知して居らるゝであらう。そこで日本の国語は、果してむづかしいか、果してやさしいか、いづれであるかと云はゞ、外国の国語に比較して、決してさうむづかしいものではないと思ふ。たゞ文部省の云ふところによれば、綴字がむづかしい。それがために二千年来の歴史を以つて居る綴字法を全然かへてしまはねばならぬと云ふ、実に極端なる説をなし、今や將にこれを実行しようとしつゝあるのである。で国語の難易を研究する必要があるのである。が、それは別に學術方面から陳べるときに譲り、国家的方面より見たならば、そのむづかしい、といふことが、或る場合には却て必要であらうと思ふ。独逸語は、諸君御承知の如く亀の子文字を用ゐて書いて居る、それゆゑ独逸でも學者間にはどうかして羅馬字にしたいと云つて居る者も少くない。曾て或る學術会より此事を建白した所が、彼の大經世家と云はれたビスマルクは大にそれに反対して、国語はその国の歴史と共に其形を存しておかなければならぬ、どうしてもこの亀の子文字を廃すことはならぬぞと、力を入れて云はれたと聞いて居る。又露西亞の文字は多くは希臘文字を用ゐてゐるが、その音は希臘の音を用ゐずして、特に違つた音を使つ居るのが多数である。今此処でその歴史を詳しく述べる必要もあるまいが、ザットその始末を話せばかうである。彼の有名なる彼得大帝の時までは、露西亞にも二種の仮名文字が

存在して居た。一はシリスといふ人が、創作したものと伝えられたる、シリシアン仮名で、多く希臘の文字を用ゐたれど、其の発音を異にし且つ其の他に幾千の新字を加へたもの。一は羅馬字をそのまま用ゐて、其の字の上などに、種々の符号を附けて、露西亞語の発音に適合させたものである——我國の羅馬字会にて先年我國語に適用せんと試みたる羅馬字と同じ理屈のもの——ところで彼得大帝は国政大革新の際に當つて、断然羅馬字を捨て、此の一種異様にして、世界に通じ難い仮名文字を採用したのである。諸君は彼のビスマルクや、彼得大帝の英断を何と感ぜらるゝか。苟も国家的思想を有する者は、これを聞いて思ひ半に過ぐるであらう。又英語はその綴字がむづかしいからして、學者達がどうかして、綴字をやさしくしたいと云ふので、スペルリング、リフホームと云ふことを企て、多くの學者が苦心して居るけれども、その効果として見るべきものはない。たゞ無音字中の *gh* を或る字に向つてだけ除くことがやつと此頃出来たに過ぎない。though の *gh* を取つても *igh* through の *gh* も取つても差支ない位な所で、まだ *right* の *gh* とか *might* の *gh* は取ることが出来ぬ。英国や米国の學者が数十年かゝつても、これ位な進捗しかない。これはその筈である。国語を変更することは歴史上許さぬ、その上に国家的觀察よりすれば、一方にむづかしいものゝあるのは、自国のためにも

必要のあることで、それは経世家の頭の中には言ふ可らざる妙味の存することであらうと思ふ。これを単純なる學術問題とすれば、やさしいやうに改定すると云ふことはよいかもしれないが、国家的見地よりすれば、寧ろむづかしいことが必要かもしれない。他の方面から例へを取つて見れば鉄道は各国民相互の交通の便を計る為めのものだから世界中同一軌道を走るものとすれば、大層都合のよいものであるのに、各国は決してこの方針に出でず、露西亞などにしても、所謂露西亞軌道を用ゐて、歐羅巴一般の軌道とは異つて居る。それは今度の日露戦争でも、よい実験が出来た。軌道が露西亞と日本と同じであつたならば、満州の鉄道は、貨車でも客車でも、直ぐと日本から持つて往つて間に合せることが出来たのである。然るに露西亞軌道であるために、一一軌道を直さなければならぬと云ふ始末である。僅かに交通の便を計る機関にしてすら、斯の如き事を自衛の目的のために拵へて居るのである。況んや國語の如き、國家の生存盛衰とも、密接の關係あるものに至つては、幾何の自衛的の考へを、各國共に持つて居ると云ふことは、無理ならぬ咄しである。國家的方面から觀察しても國語の書き方、綴字法と云ふものは容易に変更の出来ないものであると云ふことは、少しく西洋の事情、東洋の事情に考へのあるものならば、明々白々と了つて居ることであると思ふ。これだけは國家的方面から觀察した要領の

咄しである。

第二に政治上の方面から觀察すれば、國語の問題を政事上の力できめると云ふことは果して當を得て居るか、どうか、これが抑々大疑問であらうと思ふ。のみならず出来得ることか否か、吾々の判断に苦しむ所である。然るに今日では既に政事上の力で、これを強行しようと思ふ事に成つて居るから、それに対する愚見を述べて御参考に供したいと思ふ。どういふ訳で政事的の性質を帯びて来たかと云ふと、明治三十三年の秋小学校令を改正した時に、續いて小学校令施行規則を出した。その第十六条に

小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其字体ハ第一号表ニ、字音仮名遣ハ第二号表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルベク其数を節用シテ応用広キモノヲ選ブベシ

尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルベク第三号表ニ掲グル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選ブベシ

と規定して、第一号で所謂変体仮名を廃し、第二号表で従來の字音仮名遣に代ふるに新奇の書き方、綴り方を以てし、第三号表で漢字の数を省減したのである。その第一号表に就ても、第三号表に就ても、言ふべき事がないではないが、ともかく目下の問題となつて居るのは、第二号表ばかりであるから、此の点のみに就いて少しく愚見を述べて見よう。先づ第一には字音仮名遣をかういふ風にきめると云ふことに付いて

は、どれだけの調査をしたことか、どれだけの考へがあつてしたかと云ふ点である。私は当時文部の一部分である高等師範学校長をして居たから、高等教育会議員の一人でもあつたのであるから、高等教育会議に諮問でもあれば、勿論其の議に与らなくてはならぬ筈だが、一向そんな事はなかつた。又聞く所によれば、当時文部省内に設けられて居た国語取調委員にも更に諮問はなかつたといふことである。又高等師範学校長などに問ふべき問題でないかも知れないが、勿論その方でも自分は問はれた覚えもない。たゞ彼の省令の公布と共に今度かう云ふ仮名遣にすると云ふことを官報で見つけたに止まつて居た。それが即ち今日有名になつた棒引の仮名遣にすると云ふことであつた。私は自分の職掌上からも、此の如きものが出た以上は先づ行はるゝか否か、試験をして見なければならぬと考へた。愈々これを試験するとすれば、附属小学校がその職分として試みねばならぬ。依つて高等師範学校の教員を以て委員会を組織し、前後数十回の会議を開いて、その改正通りに行つて見ようと云ふ方案を取調べた。その時既に棒引の仮名遣には余程議論があつて、漢字音だけの棒引ならば、行はれないことはないだらうが、国語仮名遣まで棒引にすると云ふことになつたならば、とても行くまい。況んや子供は漢字音か国語か了からないのであるから、遂には一緒になつてしまふであらうと云ふ議論であつた。兎に角に文

部省で出した以上は、試験して見ねばならぬと云ふので、遂に一種の方案を立て、やりかけたのであつた。然るに果して棒引のものが国語のものに這入つて来ると云ふ始末で、国語の方を字音につき合つて棒引にするか、或は棒引を止めるかと云ふことは、高等師範のみならず、他の方面に於ても、教育者の均しく認むる所となつて、利害得失の研究中、その結果の分からぬにも拘らず、文部の当局者は法令を楯に取り、政治上の力に依りて、早くも三十三年の冬には、一般の教科書屋に命じて、小学校教科書はみなこの棒引仮名遣に改めさせて、三十四年の四月よりこれを全国に強行した。これは全く事実である。

尤もその当時吾輩の考には高等小学校に及ぼさうと云ふ考へもなく、中学校にまで及ぼさうなどと云ふ考へは勿論なかつた。唯々高等師範でこれを取調べた時には尋常小学校の咄し言葉だけには用ゐてもよからうと云ふことだけはかつく一致が出来たが、その以上の所に行はふといふことはすこしもきまつても居なかつた。所が今日は進で一般の学者教育者に著述出版を禁じ官府の専有に歸したる、所謂国定教科書にも此の棒引仮名を使用して、全国に強行するに至つたのである。抑政府には官報上に公式を以て発布する文書を始とし、自ら一定の仮名遣の存するものあるに、同じ政府より発行する官文書とも見るべき小学校用教科書に限り、仮名遣を定め

全く異例の、シカモ、これを全国に強行するといふ権利が文部大臣にあるか、どうかと云ふことは一考を価することと思ふ。それはもとかく政治上の疑問なれば、政治家の判断に任せるとしてきて吾々の堪へ難きは、今日吾々の子弟は棒引の、日本語でも何でもないものを日々教へられて、これに服従しつゝあるのである。かゝる無邪気な無罪な無力なる小学児童のためにこそ吾々は飽くまで尽力せねばならぬ、と決心をして居る次第である。然るに今年はそれよりも一層過劇な案を立て、教育上最高諮問機関たる高等教育會議に諮詢をして、これを全国に布かうとした。即ち小学校は無論のこと、中学校以上にまでも行はうと云ふ諮問案が出たのである。而して在野の吾々にまでも諮問せられた。吾々は文部に答へる前に世間の学者教育者はもとよりのこと、経世家、政治家の考をも聞きたいと思つて居つた。所で今日は自らが自分の考へを陳べるに最も適当な場合であると思ふ——そこで若し彼の二号表よりも今一層過劇な、今一層恐るべき諮問案を高等教育會議で可と決したならば、今日の文部大臣は或は断行したかもしれないのである。然るに同會議では、かういふ問題は吾々に了からぬから、暫く決議を延べて貰ひたいといふので延期になつたから、今日ではまだ小学校以上に之を行ふことはせぬやうだが、従来余り高等教育會議に重きを置かぬ文部省のことなれば、いつ何時断行するかは何人も請け合ふこ

とが出来まいと思ふ。

右に述べたる文部の行政上の仕向と共に、吾々が觀察を怠ることの出来ないのは国語調査会である。若しこれが学者の有志団体であるならば、どういふことを議決しようとも御勝手次第であるが、特に帝國議會の協賛を経て国庫より巨額の費用を出して居るのみならず、政府より職権のある委員を以て組織したのであるから、茲で議決したことは、政事上に勢力を持つのである。これは純然たる学者の団体に政府が補助を与へて居るといふ類のものでない。国語調査会は明治三十五年の四月から起つて、その後六月に至る二ヶ月間に僅に八回の委員会を開いて、その調査方針といふものを議決した。その前文は左の通りである。

一、文字は音韻文字(フォグラム)を採用することとし、仮名、羅馬字等の得失を調査すること

二、文章は言文一致体を採用することとし、これに関する調査をなすこと

三、国語の音韻組織を調査すること

四、方言を調査して標準語を選定すること

以上四件は本会が向後調査すべき主要なる事業とす。然れども普通教育に於ける目下の急務に應ぜんがために、左の事項に就きて別に調査する所あらむとす。

一、漢字節減に就きて

二、現行普通文体の整理に就きて

三、書簡文其の他日常慣用する特殊の文体に就きて

四、国語仮名遣に就きて

五、字音仮名遣に就きて

六、外国語の写し方に就きて

(明治三十五年六月二十七日議決  
同七月四日官報ニテ公表)

この決議に就いて議論のある点を挙げて見れば、第一文字は音韻文字(フォノグラム)を採用することだ。これで見れば、無論漢字は全廃ときめたのである。それはフォノグラムといふ挿註を入れたので、明に分かる。フォノグラムは発音を記する文字と云ふことで、イデオグラム(意義を記する文字)即ち漢字の類と反対である。普通の人には甚だ耳馴れない語であるが、これを採用すると決定して居る。抑国語調査会にかういふことを決定する権能があるものか、又決定し得るものかは大疑問である。この方針で推し行けば、神武天皇と云ふ皇祖の御名にしても、ジヌムテンノー又はJimmu-tennoときめることになる。その利害得失は余り憚り多いから、暫く此では申述べまいが、かゝる大事を国語調査会で決議することが出来ようか、かういふことは文部大臣の許可を得べきは勿論、或は上奏して、枢密院に御諮詢に成つた後に定むれば、定むべきことであらうと思ふ。若し夫れも単に学者の寄合で、純然たる學術問題として議定するのならばよからうが、国語調査会は責任ある政府の委員である。その調査会がさういふことを議決するといふに至つては、私は実に驚いた

のである。その当時は国学者も漢学者も政治家も教育家も何とも言はなかつたが今日に成つて始めて世間で種々議論が起つて来ました。かう云ふことは自分等の研究するは勿論の事広く世人にも問うて判断を乞はねばならぬと思ふ。

第二には国語調査会は文章に言文一致体を採用することとした。この方針に従へば勅令でも省令でも典範でも憲法でも法律文でも日用文でも総べて言文一致とし、デス的文章にしてしまふといふことになる。其の以下国語の音韻組織を調査すること、方言を調査して標準語を決定すること、これ等は兎も角も調査するといふので国語調査会の附帯の仕事として、余力があれば行つても差支ないであらうがこの数ヶ条の決定をして、さて出来たものはどんなものかと云へば、この頃国語音韻調査報告と云ふ一冊が出た、この書の価値は學術方面より觀察する時に云はうと思ふ。先づこんな成行で今日まで来て、一方には先頃高等教育會議に文部大臣がこの字音仮名遣につき諮問すると同時に、国語調査会に向つても同諮問をなし、近日国語調査会は之に向つて答へをしようと思ふ話である。国語調査会の調査案はさき頃頒布に成つた棒引仮名遣と全然同一かどうか、これは疑はしいが、思ふに大凡推測が出来る。大差はないであらう。国語調査会でよいとなれば、文部大臣は或は断行するかもしれないから、中々棄て置かれぬ大事である。世に政治上の力を以て、かういふ問題を左右

する程おそろしいものはありますまい。

第三に學術方面より之を見ればどうであらう。

これも唯何の論拠もなく漠然と述べたのでは、諸君の御了解も如何と思ふから、先頃文部省が高等教育會議に出した理由書の始めの一節について、申すことに止めて置かう。

字音仮名遣に就ては古來學者間に定まりたる非常に精細なる遣ひ分けあり均しく「コー」と發音する仮名にカウ(校)カフ(甲)コウ(公)コフ(劫)クワウ(皇)の區別あり均しく「ノー」と發音する仮名にナウ(腦)ナフ(納)ノウ(農)の區別あり又均しく「ホー」と發音する仮名にハウ(方)ハフ、ホフ(法)ホウ(奉)の區別あり此の如きは學習に困難にして大人と雖も専門學者にあらざるよりは記憶するに難しとする所なり況んや兒童をや而して万障を排して之を學習するも殆ど何等の效益なきものなり畢竟普通教育に於て字音仮名遣法の不用を認めたるに依り種々の區別を排し就中長音に屬するものの如きは「ー」を用ひて發音の儘を写す所の簡便なる新定字音仮名遣法なるものか規定せられたるなり

でまづこの位で………それで「コ」の音を長くのべた例だけで御咄しをしても充分である。この音に當る字の書き方は前記の説明書に見ゆる如くカウ、カフ、コウ、コフ、クワウの五つがある。これを皆「コ」の下に「ー」を引けば一つですむから都合はいゝやうである。しかしこの五つの書き分け方が多いか少

いか難いか易いかと云ふことは同種の外國語の例に照らして見ても忽ち了ることと思ふ。まづ英國語に就いて見るに文部省の推理法に従へば、kōの如く發音する綴字はすべて「十四種ある文部省の筆法で云ふと無論kōの二字を横に書いて其上に「ー」を引けばいゝものが十四あるのである。即ち左記の通り。

13	<u>Quality</u>	1	<u>Coke</u>
14	<u>Quotation</u>	2	<u>Coat</u>
		3	<u>Couch</u>
		4	<u>Cowl</u>
		5	<u>Cause</u>
		6	<u>Caught</u>
		7	<u>Cawk</u>
		8	<u>Coehorn</u>
		9	<u>Koran</u>
		10	<u>Kohl</u>
		11	<u>Kowtow</u>
		12	<u>Kaw</u>

諸君、ナント一見の下に彼我の綴字の種類の多少と、その精粗難易は明々白々にして、その事實は掩はんと欲するも能はざる所ではござらぬか。これでも日本の字音仮名遣は非常に精細にして學習に困難だといふ人あらば、それこそ日本人の腦力を余り見クビリ過ぎた僻見者流だらうといはれてもチト弁解に苦みませう。

併しながら日本の従來の字音仮名遣法を學習して、夫れが何

の役にも立たぬのならば五つを合せて一つにするのが便利であらうが、その役に立つか立たぬを調査したか否かは、是又大疑問である。私は素より浅学であるが、聊か音韻の事は研究して、居ります、支那、朝鮮、台湾の語も音韻学者の取調べて居る位のことには、私も取調べて居るが、その浅薄な音韻智識でやつて見ても、従来の字音仮名遣は我が新領地又は隣邦に現在行はれ居る発音に密接の関係がある。まづ左表に就いて其の一端を承知せられたい。

漢字	文部改定字音 仮名	本邦在来字音 仮名	台湾音韻字 音仮名	北京官話字音	朝鮮諺文字音
孔、功	コー	コウ	コグ	クォグ	コグ
絳、剛	コー	カウ	カグ	カグ	カグ
光、広	コー	クワウ	クグ、クォア	クワグ	クッグ
合	コー	カフ	カプ	ホォ	ハプ

孔、功等の字は従来の字音仮名はコウで、台湾ではコグ支那ではクォグ朝鮮ではコグである。絳剛等の字の如く字音仮名のカウなるものは台湾、支那、朝鮮でも皆カグである。光広の如く従来クワウの字音はクグ、クワグ、クッグの如くみな原音を存して居る。合の如き入声字カフは北清に於ては既に入声を失ひたれど、南清及台湾にては確にカプと発音して居る。勿論音韻には彼我共に変遷あるは免れざる所なれど、従来の字音を知り、之に二三の転音通韻の理法を応用すれば十

中の七八までは推断することも出来るので甚だ便利である。これでも何等の効益なしと断言することが出来ませうか。台湾は既に日本の一部である。台湾語は日本語の一部分である。然るに国語調査会で台湾の音韻を調査したといふことを聞いたことがない。又今日は兵を満韓に出して居る満韓の経営の基を立てると云ふ機会は今日をおいてはない。既に近日文部省の実業教育の方針でも満韓経営に役に立つ人物を拵へたいといふので、さういふ人間を養成することにしたと聞いて、吾々も喜んで居るのである。行く行くは中学校では、支那語、朝鮮語は必修科目として加へねばならぬと思つて居る時である。独逸の中学では昔時より仏蘭西語を必修科とし、仏蘭西でも近年独逸語を必修科とした。これは何故なるか既に諸君の明断あることと思ふ。日本でも清韓などのやうな隣国の語を、中学以上の学科に入れるといふことは必要なことである。苟も清韓の語に關係のある国であるならば、この字音仮名遣法の如きものは、従来なくとも新に拵へて行かねばならぬ位のものである。国語調査会員の内には能く支那語朝鮮語に通じて、此の如き問題に解決を下して呉れる人はありませんまいか。吾輩は一日も速に明答のあらんことを待ち居るものである。さて翻て国語調査会の従来執る所の方針を見るに第一には漢字を全廃すべしと決し。又従来の字音仮名遣を廃し所謂棒引

とせうとするなどは、果して何の為であるか、一向更に了らぬ事どもである。漢字は東亜五億乃至六億の生靈の思想交通の利器にして、日清の戦役にも此度の日露戦争にも我軍人がこれを利用して軍謀を回らし、為に克捷を助けたる例に乏しからざるは著明なる事実である。猶戦後の経営に至りては、これを利用してすべき機会の愈々益々増加せん事は、誠に見易き道理である。又清韓語学の為には、従来の仮名遣を学ぶの効力少からざるも明白なるに、一切此等の事實は眼中に措かず、力を極め辞を尽して、無用の長物なりと唱へ、毫も連絡関係なき支離滅裂の棒引仮名に改めようとする、其の原因は何の処に潜み居るであらうか、或人の説に依ればこれは別儀でない羅馬字にするための階段であらうといふ。羅馬字にするにはかうして置けば、縦に引張つた棒を横に引けば済むから、そのためであると、吾輩は或人の説を信ずるものではない。唯一日も速に明答の発表せらるゝ日の来るのを待つのみである。

扱少しわき道に這入つたが再び本論にたちかへつて、国語調査会でこの頃音韻調査報告書といふものを編纂して、之を世に公にした。之は失礼な申分ではあるが、何の価もないものだと思ふ。先づ其の始めにアーと云ふ語を言ふにアールとアアとどちらが多いかと云ふことを取調べて居る。本来此くの如き種類の調査は音韻専門の学者某々がどう云ふ種類の人何千

何百人からその材料を採つたかが、明確でなければ、何の信用も措かれない。どう云ふ社会の発音をどのやうにして調査したと云ふことが明にされてあれば、學術上の参考にもならうが、今の分では全く価値のないものである、若し進んで少し細かに批評をすとなれば、随分他にも云ふべきことは多いが、それは余りに専門的になるから茲では云はぬ、唯一つ云つて止めよう、この内にかういふことがある。

「お前の国にはヂジのどちらがあるか、或は混じて用ゐて居るか、一つだけ用ゐて居るか」と云ふやうな問ひがある、多くの府県から出た所では、ジはあるが、ヂはないと云つて居る。それには  $\text{フジ}$   $\text{フヂ}$  と羅馬字で書いて居るもある。其の内宮崎県では両方あるといつて居る。それは尤である。――

これは私も多年注意をした問題で、一夏宮崎県にいつて、態々取調べたことがある。宮崎ではフジの山、フヂの花これが明に言ひ分けられる。吾々の云ふフヂの花と云ふ発音と、宮崎の人の云ふフヂの花のヂとは別に違つては居らぬ。

シに濁りを打つたジ即ちフジの山のジは日薩隅の外にはないのである。然るにこの報告では全く反対である。他の各県では大抵ジはあるがヂはないと答へて居る。この奇なる間違も羅馬字を用ゐる、支度からの出来事と見れば訳が了る。それは英語を標準とする羅馬字では、ジを  $\text{ジ}$  と普通書いて居る。

$\text{ジ}$  を  $\text{ジ}$  に当てたためにヂに当てるものに困つて  $\text{フジ}$  とした



のであらうが、*ji*と云ふやうな音は日本国中さがしても、古今に渉り決してありませんまい。実はジと云ふ音は英音の羅馬字に書き現はすことは出来ないのだ。独立したジの音は英国にはないのである。唯々 *azure pleasure* と云ふ如き場合に出るの又は *zi* の音である、此に対する音韻学者の責任ある説明を私は承りたいのである。これ位で學術方面のことは置かう。

終りに教育上の方面から見てどうかと云ふことを陳べませう。教育上の方面から見たるこの問題は実に大切な問題で、吾輩も棒を引張るものと純粹の国語との調和を計りたいと思つて居たが、どうしても出来ないから、今日はどちらか一方にきめなければならぬ時機に迫つて居る。先日も或る学者が話された通り、今日ではもう国語の音にも *i* を引張る者が沢山出来て来た。これは当前のことで国語か字音か子供には區別が出来ないから *mu ya mi* に使つて居るのである。然らばこの問題はどうすればいゝかと云ふと、今日の問題は *i* を引くの字音に存するならば、国語も *i* を引張るものにしてしまはねばならぬ。*i* を引張るのがいけないとならば、これを止めてしまつて、従来の仮名遣に定めると云ふより外にしやうはない。仮りに *i* を引いたものは外として、教育者達も喜ぶやうな、子供達も覚え易いやうにするにはどうしたらよいかといふことは最も研究すべき必要がある。私もその事は考へて居

る。一体漢字も字音仮名遣も或る人々が囁々と言ひはやすやうにそんなにもつかしいものではないのだから、何とか少し考へて、教授の順序方法を設くれば、子供に丸でないことを教へたり、嘘を教へることをしないやうにする事が出来るであらう。よしや何分か六づかしいとした処が、その位の事は心力鍛練の爲めには、教育上却て必要とすべきである。これらの点は一日も早く世の教育の任に當つて居る人にも充分考へて貰つて、この害毒を流すことをよして貰ひたいと思ふ。それにはこの害毒の源である所の明治三十三年の小学校令施行規則の第二号表が存在して居ては仕方がないから、今日の最急務はこの第二号表を止めて貰ふと云ふことである。此の事さへ出来たならば、我が国家を愛し我國語を尊び、我が教育に忠実なる全国の教育者が、奮て実地に適切なる方案を立てることは期して待つべき事と思ふ。

この問題は実に錯綜して居る故に、出来べきだけ分解して其要点を述べたつもりである。さりながら私の頭も錯雑して、甚だ明瞭を欠いたる点もありませうから、諸君に於れても宜しく推諒せられて、十分叱正を賜はり、遠慮なく批判を下されんことを望む次第であります。

## 七 最近の国語問題に付て

(明治三十八年七月)

上田 万年

『教育学术界』(明治三十八年七月号)に発表されたもので、明治三十八年二月に文部省の諮問した「国語仮名遣改定案」等に対して出された批判やその批判の仕方について、主として「學術の側」から批判を加えたもの。なお、この論文の後、この問題をめぐつて、伊沢修二との間で、雑誌「教育学术界」「教育界」などを舞台に、論争が行われた。上田万年の経歴については前出。

最近の国語問題に付て、一日記者と談し合つて、此問題に付ての諸家の意見を纏めて、それを批評して見たら、非常に面白からうといふ事の話をした、所が記者から色々の新聞雑誌の切抜を送られたから、それに付て一々批評をしようと思つて居るのであるが、今日は先づ其前に、此問題に付ての全般の上で世間の論者の誤解して居る事を数ヶ条述べて、さうして世の識者の教を請ひたいと思ふのである。

最近の国語問題といふのは、文部省が国語仮名遣改定案

といふものを出して、之を国語調査会及高等教育會議に掛けると同時に、広く意見を世間に問うた、其案に付て色々の議論が方々から出て社会の一問題となつたのである。此文部省の改定案の出し方が、当を得て居るか或はどうかといふ事は、今此処で評論する限りで無い。併ながら其改定案に付て、色々の人の批評することに付て、又其批評の仕方に付て、私が単に學術の側から觀察した点を述べて見たいと思ふのである。

第一、此改定案に付て、世間の批評家の中には大なる誤解を持つて居る人があると思ふ。それは此改定案を以て、直ちに漢字を全廢して仕舞つて、総て仮名で書く時分の書分であるかの如く思ふ人があるし、又は此改定案は羅馬字にする階梯であるかの如くに言触らす人がある。是が先づ第一の誤解であつて、改定案の趣意といふものは、矢張り今日通り漢字交り文を書く上での議論であつて、決して文字の根本問題である一仮名或は羅馬字といふやうなものどちらに歸着する一と云ふ事を極めた上の問題では無いのである。文字の未來に関する問題から言へば、極些少の問題であつて、決して根本的問題にはならないのである。世の論者は此点を忘れて、何もかも仮名になつて仕舞ふとか、或は羅馬字になる階級だとかいふ様に見て、色々の論をして居るが、それが第一、私は大なる誤解であると思ふ。

第二に世の論者の陥つて居る大なる誤解といふものは、国語といふものゝ定義に付てある。或る論者は仮名を以て、直ちに国語の生命だと思つて居る人もあるし、又仮名遣を以て、直ちに国語の生命だと思つて居る人がある。それも、生命だと思ふのならばまだしもであるが、仮名或は仮名遣といふものを、直ちに国語其物と混同して、仮名を増し或は減することは、国語其物を変化する事だ、仮名遣を取換へれば、国語を取換へる事だといふやうに思込んで、非常に神経的に論じて居る人もある。又或人に依ると、国語といふものは口で言ふ言葉で無く、書いた文字までも括めて国語といふのだと言つて居る人がある。併し斯う云ふ議論をするに付ては、論者は国語といふことの定義を極めて掛らねばならぬ。話す言葉であるか、書いた言葉であるか、又言葉を代表する文字のことであるか、総てさう云ふ側は、ハッキリと區別をして論じなければ、大なる誤解に陥ると思ふ。

尚モウ一派の論者の言つて居る所を見ると、国文といふものと国語といふものを一所にして、さうして論じて居る人があるかの様にも思ふ。斯う云ふやうな考では、到底ハッキリとした議論は出来ないのであつて、私は甚だ論者の為に惜むのである。論者が国語くと言つて、国語のことを論ずるならば、論者の所謂国語といふことは、何を意味するかといふ事を、明かに先づ定めて掛らなければならぬ。若しさうで無

いと唯二三の仮名遣を取換へるといふ事でも、直ちに国語を取換へるといふやうな事になつては、甚だ人の誤解を来し、又感情を損ふやうなことになる。そこらは能く考へなければならぬ事だらうと思ふ。

序でゝあるから此処に言つて置きますが、此頃或る人の論文を見ると、堂々と独逸の例を引いて、独逸でビスマルクが龜ノ子文字を廃することに反対して、国語は其国の歴史と共に形を存して置かなければならぬ、どうしても此龜ノ子文字を廃することはならぬ、と力を入れて言はれたといふ事を引いて居る。さうして又国家的方面から見ると、假令国語が六つかしくあつても、其国語は容易に變つてはならぬといふやうな事を言つて居る。併ながら、是は甚だ不幸に、又不正當に引き出した例であつて、ビスマルクの例は、龜ノ子文字を廃して羅馬字にしようといふ場合の論であつて、今日の国語問題に於て言ふ仮名遣の上の議論は、同じ仮名の上に於てどうそれを綴るかといふ問題である。ビスマルクの例を取つて言へば、同じ龜ノ子字を使つて行くにした所で、六づかしいのとやさしいのがあるので、其やさしいのを採らうでは無いかといふ論である。即ち現にビスマルクの生きて居る内独逸の国に於て千八百八十年に学者の委員会を拵へて、独逸の仮名遣の改正をしたのと同じ話であつて、今まで使つて居る仮名の中に於ての其改定である。かういふ様に随分世間

で知られて居る教育家其人が、例の引方も違つて居るし、又国語の解釈も誤つて居る様に思はれるのは、矢張り前にいふ様に定義といふことが明かで無い結果では無いかと思ふ。

第三には、この国語問題に付て議論をする人が、国語の歴史、或は文学の歴史、或は仮名遣の歴史、是等のことに就て少しの研究も無く、智識も無く、一概に日本の所謂国語は二千年来一本筋のものであるといふやうに云つて居る人がある。随つて仮名遣の如きも、昔から正しい仮名遣が一本筋で、明治の今日まで進んで来て居るといふやうに思つて居る人がある。或る人の論文に矢張り斯う言つてある、「前略、其變遷も推移も、皆自然の理法に従つて、何時と無く徐々と發展し來りたるもので、恰も我金甌無欠の国体に、革命的の歴史のあらざる如く、我言靈の幸はふ国語にも、曾て破壊の歴史を見出さぬのは、誠に喜ぶべき現象では御座らぬか、」とかう言つて居る。併し是は矢張り前私の言ふ、国語の歴史、文学の歴史、仮名遣の歴史を能く調査されない結果であつて、少しでも此学問の上に研究の眼を注がれたならば、此の如き大胆なる陳述は、決して出来ないことであらうと思ふ。況て二千年來公事も私事も歴史も文学も、総て此一統せられた国語で書頭はされたといふやうなことは、決して事実証明の出来べきものであるまいと思ふ。日本の国語に幾時代あるか、又日本の国語が文学上のものとなり、俗語となり、方言となり、

如何に分布して居るか、古來の仮名遣が天曆前後に依つて一時期を画し、又鎌倉時代、殊に定家時代に於て如何に變遷を爲し、続いて足利氏の時代に至つて、所謂言文一致の仮名遣は如何にして起り來つたか、又徳川氏時代に至つて、契沖に依つて如何に復古的の仮名遣法が説かれたか、復古的の仮名遣が説かれたにも拘らず、徳川時代の漢学者小説家などは、復古的の仮名遣の外に、如何なる仮名遣を奉じて居つたか、又當時の京都の御公家様などは、千年來の仮名遣を、如何に保守して居たか、是等の事を調べれば、最能く此統一の無かつたことが分らうと思ふ。此調べなしに、唯、日本の仮名遣は平安朝以來、今日に至るまで一本筋のもので、國民の皆遵奉し來つたものであるといふ様に言触らし、又自分もさう信じて居るのは、全く研究の至らぬ結果であらうと思ふ。

それから又第四に、此問題を論ずる論者は、何ぞといふと外国の仮名遣の例を引く。外国の例を引くのは、敢て日本の仮名遣問題に参考にならないではないとしても、併ながら其例を引くならば、適切な例を引かなければなるまいと思ふ。論者は何ぞといふと英語の例を引く。英語は歐羅巴で最保守的の仮名遣に依つて書かれたものであつて、英語の仮名遣の六づかしいことは、歐羅巴各国の人のみならず、英吉利人自らも之を認めて居る。論者は英語の仮名遣が六づかしいのである故に、而も英吉利人はその六づかしい仮名遣に満足して

居ッて、あれ丈けの文明の国であッて、又あれ丈けの強国である故に、仮名遣の六づかしいことは、決して心配するに及ばぬと斯う言はるゝのであらうけれ共、是は直ちに以て、日本の例とすることは出来まいと思ふ。成程日本の仮名が羅馬字で、英吉利の様に單純なる発音的の仮名遣であッて、さうして其上に幾分の歴史的仮名遣を保存して居るといふのならば、是は引用しても差支ないかも知れないが、併ながら日本の國語は非常に困難なる漢字を土台として仮名に助けられて書かれてある言葉であると申さねばならぬ。其漢字は振仮名を附ける、訓よみを附けるといふことであッて、第一既に日本語の文字の仕組其物が、英吉利流の羅馬字的のものとは根本的に違つて居ることを知らねばならぬ。論者は自分の例に引く時分には、唯、綴りといふもので、日本の綴りも英吉利の綴りも同じ様に思ッて論じますけれ共、日本の綴りといふものは、実はまだスペルといふ所までなッて居らない事を知らなければならぬ。是が第一の引用として挙げる上の誤解である、又第二に英吉利の國民が、英吉利の言語に対し、英吉利の仮名遣法に対し、如何に習慣上之を尊敬し、之を愛して居るか、斯う云ふ点を我々を能く考へなければならぬ。此点に於て、日本人と英吉利人は、全く違ッた習慣を持つて居るので、英吉利人は一たび定まッた言葉並に綴りは、決して變へる事なしに之を保存するのである。随ッて其言葉の綴りが如何に道理

上誤ッて居ッても、それを習慣に基いて誤ッたなりに使ふ國民である。又使ッて行く國民である。例へば *color* の一は、是は全く無學の結果として書かれるやうになつたのであるけれ共、併し習慣を重んずる英吉利人民は、此一を棄てゝしまはないのである。又 *farther* の *th* の如きも誤ッて這入ッただけれ共、矢張り習慣通りに書いて少しも怪まぬのである。日本人は斯う云ふ点に付ては全く反對の性質で、間違つたものは直になほす。又言葉の如きものでも、之を取換へることは少しも厭はぬ人民で、それは御一新以来の諸官省の名称、或は官職の名称などを見ても、明治年間に変つた名称がどの位あるか分らぬ。是でも分る。又日本人の書く文体の上を見て、最能く分るので、明治の時代になつてから丈けでも、既に五六種の文体は、國民が書き分け來ッて居る。一言に評すれば日本人は進取的の人民であッて、左程習慣を重んじない人民である。是は文學の上のみで無く、他の点に於ても全く其通りで、此進取的の結果が今日の日本をなして居ると思ふ。斯う云ふ様に、日本人の方は、古來の習慣でも、不便なもの或は間違ッて居るものゝ如きは、日々之を改正して怪まぬ人民であるし、英吉利人の方は、古來のものならば、成るべく其通りに固着して進まうといふ人種である。斯う云ふやうな事であるから、英吉利人が綴を變へないからと言ッて、英吉利人の真似をして、日本でも綴りを変へずに居て宜いといふこ

とは少しも無い。それは少しも理窟にならぬ。又英吉利で此綴りを変へないといふことが、確乎不拔の説になつて居るかといふと、決してさうで無い。英吉利の先輩識者の如き者は、

此綴字改正といふことを最必要として嘗て論じもし、色々工風を凝したのである。併ながら前にも言ふ通り英吉利国民は非常な保守的であるのみならず、米国との関係各殖民地等との関係などの結果、其事が未だ不幸にして行はれない。併し亞米利加合衆国の如き進取的国民は、現に此事を實行しようとして、昨年の博覧会を期して、一大会合を開いて居るといふやうな次第であつて、私の考へる所に依れば、亞米利加合衆国は此二十世紀に於て、此綴り改正の一大事業を成功するであらうと思ふ。そこで英吉利人などが習慣に束縛されて、宜いと思つて居りながらも行はずに居る様な事を、我々が學術上確に認めたならば、我々は其点を早く日本に應用して、さうしてどん／＼進むやうで無ければ到底世界の先輩国を凌駕する事は出来ないのである。況て前にも言ふ通り、日本では斯う云ふやうな習慣は、英吉利人の如く、頑固に守る風が無いのであるから、自然で簡便で、多数の人の為になるやうなことならば、何を苦んで其実行を躊躇するのであるか。此明治の四十年間に、我々日本人の爲した所を見れば、歐羅巴の文明の粹を抜いて、之を日本の旧来の文明に應用した事である。今後我々はそれと同じ様に、歐羅巴人の宜いと認め

ても行はれずに居るといふやうな事は、早く採つて之を實行するのが、詰り進取的人民の元氣では無いか。併し此点は当世の中の識者の批評に任せる事にしたいと思ふ。

第五の誤解は、世の中の論者は、何ぞといふと漢字の問題に付て、日本は普通教育に於ても、漢字を充分に教へなければならぬ、又其漢字の仮名遣の如きものも、成るべく普通のもの、成るべく昔通りものを教へなければならぬ、といふやうな事を論ずる。其理由を聴くと、清韓教育の為に、日本人は今後大に仕事をしなければならぬのであつて、清韓教育の爲めには、漢字の智識或は旧来の字音仮名遣の如きは、非常に必要なものである、と斯う云ふ事を言つて居る。其議論は一応は尤もの様だか、併ながら其智識は中等教育以上を受けられる人に向つて望み得べきことであつて、普通教育を以て終る人々に、斯う云ふやうな事は決して望まれないのである。言換へて見れば、専門教育の上に於て、此知識は充分に養成する価値はあるが、普通教育の上に於ては、斯様な知識は決して要らないのである。我々日本人の大多数は、四ヶ年間の教育を以て満足しなければならぬことであつて、此四年間の教育を以て、日常生活をして行く所のものである。其者に清韓教育の為に必要であるといふ主義から、決して御相伴的に、漢字や字音仮名遣の知識を注入される必要は無いと思ふ。是は普通教育に従事する人は、能く知つて居ることであらうと思ふ。又一たび

教育に従事したことがあれば、此位な考は必ず持たなければならぬ事であらうと思ふ。然るに論者の中には此見易き理窟が分らぬで、清韓教育の基礎を普通教育で養はうとにやうな事を言ふ人があるのは、如何にも怪むべき次第であると思ふ。

又此清韓教育といふことを言ふに付て、昔の字音仮名遣を保存して置くと、現代の支那音、朝鮮音、或は台湾音などの關係を認めることが甚だ容易であるから、此点からも在来の仮名遣を保存した方が宜いといふことを言ふ人がある。此事は一応尤もの様であるが、併ながら普通の仮名遣を文部の改定の仮名遣の様にしたところで、決して左程に困難を来すことでは無い。若し又論者の言ふ通りにすれば英吉利の「と仏蘭西の」ではチとシの濁りを書分けられる。だから英吉利の John はジョンと書け、仏蘭西の Jean はジャンと書けといふやうな話である。又英吉利の言葉を書くのでも light の如きはラヒトと書き、through の如きはスルフと書く方が宜い、何故といふと sh という綴りが明に顯はされて居るからである。斯う云ふのと説明の仕方が同じであると思ふ。論者は支那人の場合だと成程と思はれるか知らぬが英語仏語の上の例を見られたら自分の前の説が如何に馬鹿げて居るかといふ事は直き分るであらうと思ふ。

又第六には、世の論者の中には、仮名遣を変へると、古書

が読めなくなると言つて心配する人がある。是も余程分らぬ説であつて、仮名遣を変へなくても、各時代の古書といふものは、専門的の知識なしに、是が読めるもので無いといふ事を知らなければならぬ。浅薄なる考を持つて居る人があつて、博文館で出した日本文学全書を見て、日本の古書があつて、ものであると思ふならば、それは誠に氣の毒な話であつて、古代の文字は活字では書頭はされないものであるといふことを知らない人であると言はなければならぬ。又各時代々に、色々な字体書風文体といふやうなものがあつて、是は容易に並の人の、読み得るものでも、理解し得らるゝものではない。今日の普通教育に於ての言語文字を教へるのは、全く別の目的に向つてゝあるので、決して普通教育の上の知識丈で、古書の読めるなどいふ事は、望まれべきもので無いといふ事を知らなければならぬ。第一、年齢の上から言つても能く分るでは無いか。満六歳から満十歳までの小供では無いか。又其間に教はる所の読本で見ても分るでは無いか。活字の書籍であつて、さうして文字も仮名も一定されたものであるでは無いか。又之が教育を受ける人の上から言つて見ても、例へば全国の四百万人の尋常小学の生徒といふ者は、三百万人まではモウ尋常小学丈けで止めて仕舞つて、それぞれの実業に就く所の人であるでは無いか。是等の小供が、是等の教育に依つて、古書が読める様になるといふことを考へ

るのは、全く普通教育といふものを、能く知らない人の言ふことであると申さなければならぬ。

第七には或一派の論者には、普通教育丈の文字語法を變へるといふ事は甚だ理窟に合はない、文字語法を變へるならば、上は政府より下は小学校に至るまで、皆一様にならなければならぬと論ずる人がある。是は文明が段々と進んで、社会の秩序が整つて行くならば、決して無理の無い希望だけ共、明治の社会の如き、四十年前に一大革命をなして、其後歐羅巴の文明を採用して、種々の機關を發達させて來るところの此社会に於ては、決して斯かる希望は成立し得べからざるものでは無いかと私は思ふ。明治の五年に普通教育を制定せられた時分の事を考へて見ても分る。我々は其普通教育の第一期に於て、小学校より教育をされた一人である。其時分の社会の事を考へて見ると、其時分の社会は寺子屋流の教育でなければ、漢学者流の教育を以て、社会全般慣れて居つたものである。然るにも拘らず所謂小学校といふものに這入つて糸、犬、錨といふ式の読本を習うた。仮りに当時の社会の一般の上から言ふと、極めて非社会的の読本といふものを以て教育せられて、さうして段々と中学校大学校といふやうな階級を経て、我々は教育されたものである。併ながら我々は此教育制度に向つては感謝の意を表するので、其時分には世の先進者或は達見家といふ者が、小中学の学制といふものを

布いて、当時の社会の風習と違つても、併ながら他日の成功を期するといふ大きな規模でもつて、我々を教育して呉れた故に、我々は今日立派なる教育制度を確立させて有つて居るのであると信ずる。若し論者が言ふ通り、普通教育の如きものに於て、現代の社会といふものを標準として進まなければならぬといふのならば、小学校の学科の如きものは、非常に変へなければならぬ事がありはしないかと思ふ。算術の如きも、十露盤にして仕舞つたらどうかであるか。唱歌の如きものも、常盤津とか清元とか長唄の如きものにして仕舞つたらどうかであるか。体操の如きものも、寧ろ擊劍や角觥の如きものにしたらどうかであるか。倫理の如きものは、説く丈け野暮のことであるかも知れぬ。しかし諸君、普通教育といふものは、決して現社会に盲従する必要は無い。詰り幼ない小供が、四年間の自分の精神身体の發達に伴つて覚へ切れ、又習ひ切れる丈けのことを教はつて、それで他日の自分の生活の助けになるといふ事が、出来る丈けのことを其処で教へもし、又覚へもすれば宜いのである。

斯う云ふ次第であるのに、論者は普通教育に於ての仮名遣の問題などが世に出ると、忽ちに詔勅から變へなければならぬ、政府の公文から變へなければならぬといふやうなことを言ふ。それが變はれば、それ程結構なことは無いけれ共、變らぬからと言つて、普通教育が斯う云ふ新しい方法を行つて



はならぬといふ断言は出て来ないだらうと思ふ。

以上は唯々私の思附いたこと丈けであるが、併ながら文部省の改定案が出てから後、輿論が段々と起つて来て、一方には国語会の如き団体が出来て、日本の言語文字仮名遣などに付て、研究の益々盛んになつて来たといふことは、私の甚だ喜ぶところである。唯々私の遺憾とする所は、眞実學術上の研究が発表されずに、上に言つたやうな、非學術的の意見が出て、さうして世間の人がさう云ふ意見に依つて、色々迷はされることである。夫故に老婆親切の至ながら、二三批評を言つて置かうと思ふのである。

最後に私は斯う云ふ事を言つて置きたい。私は文部省の改定案に賛成をするものではない、即ち在来の普通文まで新定の仮名遣を応用しようといふ点に付ては、私は甚だ躊躇する者であつて、それまで之を行はうといふ文部当局者の如く大胆では無い。併ながら同時に又、世間の非改定論者のやうに、絶對的に仮名遣の改良といふことに反対するものでもない。善かれ悪かれ文部省案には反対をするといふ様な者でも無い。寧ろ私の立場を言へば、此問題の如きは日本文学の上に於ては、誠に小さな問題であるからして、論者が詰らぬ所の考を止めて、量見を大きく持つて、譲るところは譲り、主張する所は主張して、成るべく早く此普通教育の為に、其歸するところを一にするやうにされたいと思ふのである。明治三

十八年後の日本人は、斯んな小さな問題で、国内の同じ日本人同士が、顔を赤らめて論じ合ふやうな時代では無いと思ふ。